

超高密度気象観測システムPOTEKA 有償サービス利用約款

超高密度気象観測システムPOTEKAは、明星電気株式会社（以下、「当社」という）が運営する気象情報提供サービスであり、無償サービスと有償サービスに分かれています。有償サービスをご利用されるお客さま（以下、「利用者」という）が利用を開始するためには、当「超高密度気象観測システムPOTEKA 有償サービス利用約款」（以下、「本約款」という）に同意いただく必要があります。

第1章 総 則

（定義）

第1条 本契約において使用される用語は、次の各号のとおりとする。

- （1）「気象観測装置」とは、当社が開発した小型気象観測装置をいう。
- （2）「本件システム」とは、当社が気象観測装置を設置して観測・運営する、超高密度気象観測システムPOTEKAをいう。
- （3）「本件気象情報」とは、本件システムを用いて当社が収集・蓄積した気象情報のうち、有償にて提供するものをいう。
- （4）「本件許諾証」とは、当社が本件気象情報を提供するに当たって、当社が利用者に対し将来の一定期間の本件気象情報の提供及び利用許諾を約定した許諾証をいう。
- （5）「本件有償サービス」とは、当社が利用者に対してインターネットを通じて行う気象情報の提供のうち、有償にて提供及び利用許諾するものをいう。
- （6）「本件有償気象データ」とは、利用者が本件有償サービスにおいて閲覧又はダウンロードしたデータの全部又は一部をいう。ここでいうデータとは形式や媒体を問わず、電子データ、画面コピー、写真、印刷物、転記物等、すべてを包含するものとする。

（適用範囲）

第2条 本約款は、本件有償サービスのみ適用する。

（契約の締結）

第3条 利用者が本約款に同意しない場合、当社は利用者に対し、本件有償サービスの利用を認めない。

（改訂）

第4条 当社は、必要があると認めた場合は、本約款を改定することができる。この場合、当社は事前に通知を行うように合理的な努力を行う。

第2章 気象情報の提供

(提供情報の内容)

第5条 当社が本件有償サービスにおいて利用者に提供する気象情報の内容は、当社が別途定める「超高密度気象情報システムPOTEKA 気象情報提供（有償サービス）データ仕様書」（以下、「仕様書」という）による。

2 本約款と仕様書の記載が異なる場合は、仕様書を優先して適用する。

3 当社は、必要があると認めた場合は、仕様書を改定することができる。この場合、当社は事前に通知を行うように合理的な努力を行う。

(適法性の保証)

第6条 当社は、本件システムが適法かつ適正に開発されたものであること、並びに本件気象情報が適法かつ適正に取得されたものであることを保証する。また、利用者による本件気象情報の本約款に基づく利用が、第三者の知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証する。

(問合せサポートサービス)

第7条 利用者が当社又は販売店と利用契約を締結した場合には、次の各号の通り利用者の問い合わせに対応するものとする。ただし、当社および販売店は、本件気象情報の解釈並びに本件気象情報に基づく行政上、営業上等のアドバイスは行わないものとする。

(1) 利用者が当社と利用契約を締結した場合、明星電気がその営業時間内において、利用者からの問い合わせに対応する。

(2) 利用者が販売店と利用契約を締結した場合、販売店がその営業時間内において、利用者からの問合せに対応する。

(気象観測装置の維持)

第8条 当社は、気象観測装置について、通信回線を介して稼動状態を遠隔監視するとともに、定期点検を実施することにより、継続的な観測ができるよう努める。

2 前項に関わらず、気象観測装置が故障し又は装置に異常が生じた場合には、当社は速やかに復旧に努める。

(サーバの不正接続に対する防御措置及び復旧措置)

第9条 当社は、第三者によるサーバへの不正接続によるサーバ機能の停止、低下及びサーバデータの消失、改変、流出等を防御するため、サーバやネットワーク機器に防御措置を講ずる。

2 前項の防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに不正接続等を行ったことが判明した場合には、当社は速やかに原因分析、防御対策を行い、その後サーバ機能の回復措置やサーバデータの復旧措置を行うものとする。なおサーバデータの復旧とは、専らサーバデータの消失又は改変に対して、当社所定のバックアップ・データの範囲内において復旧に努めることを言い、流出した情報の回収は含まない。

(本件有償サービスの一時停止・遅延・欠測)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本件気象情報の提供の全部又は一部を、一時的に停止又は遅延することができる。また本件気象情報を欠測にすることができる。

- (1) 気象観測装置、電気通信設備、サーバ等の本件気象情報の提供に必要な設備の保守、工事、障害対策のためにやむを得ないとき。この場合、当社は7日前までに利用者へ文書又は電子メールによって通知する。ただし、緊急かつやむを得ないと当社が判断した場合は、事前通知を行わない場合がある。
- (2) 電気通信事業者の通信サービスに障害が生じたとき。
- (3) 気象庁や一般財団法人気象業務支援センターにおいて、欠測、異常値、データの配信不能が生じたとき。
- (4) 天変地異、停電、第三者による不法行為によって本件システムの運用が困難なとき。
- (5) その他当社が必要と認めたとき

(情報提供の廃止)

第11条 当社は、利用者に対して3カ月前までに書面で通知することにより、本件気象情報の提供の全部又は一部を廃止することができる。

2 前項の廃止が全部廃止の場合、全部廃止の時点において、本件許諾証に記載されている利用許諾期間が満了していない場合は、当社と利用者は本契約を解約するものとし、当社は利用者に対して残存期間に対して日割り計算で清算した金額を返還するものとする。なお、利用者が本件許諾証を当社の販売店より購入した場合、若しくは利用者が当社の販売店と「超高密度気象観測システム POTEKA 気象情報の利用に関する契約」を締結している場合は、当社は当社の販売店を通じて利用者に清算金額を返還するものとする。

(非保証)

第12条 当社は、以下の各項を確保するように努めるが、個々について何らの保証を行うものではない。これらの事項が満たされなかったことにより利用者に生じた損害に関し、賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 気象情報の完全性、正確性、有用性
- (2) 第10条(本件有償サービスの一時停止・遅延・欠測)に定めるサービスの一時停止・遅延・欠測がないこと。
- (3) 第三者の不正接続に対する防御。
- (4) 利用者の端末からの処理要求に対する一定時間内の応答(レスポンス速度)。
- (5) 気象情報に欠測又は異常値がないこと。
- (6) 過去の気象情報の完全な保存。
- (7) 過去及び現在の気象情報、予報、アラート情報に基づく気象予測と、実際の気象現象との一致。

(当社の責めによる損害賠償)

第13条 本件気象情報に誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等が発生し、利用者が損害を受けた場合においても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は損害賠償責任を負わない。

2 前項において当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、その金額は、利用者に損害が発生した各月に対して、対象となる個別の気象観測地点ごとに、当該気象観測地点に対する利用者の本件許諾証の購入価格を利用許諾期間(月)で除した金額(当該地点の1カ月分相当額)を上限とする

(解約)

第14条 利用者は、この契約の有効期間内にこの契約を解約することはできない。ただし、第11条(情報提供の廃止)を除く。

(解除)

第15条 利用者が以下各号の1つに該当した時は、当社は何らの催告の経緯を経ず、直ちに本約款を解除できるものとする。

- (1) 本約款の条項の1つに違反したとき。
- (2) 本約款の履行に際し、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 自ら振り出し若しくは裏書した手形・小切手の不渡りを出したとき。
- (4) 支払い停止、支払不能に陥ったとき。
- (5) 差押、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、本約款の履行が困難になったとき。
- (6) 資本の減少、若しくは解散を決議したとき。
- (7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立をし、若しくは受けたとき、又は特定調停の申立をなしたとき、及び競売開始の申立を受けたとき。
- (8) 営業を廃止したとき。
- (9) その他前各号に準じる事由が生じ、利用者の信用状態が悪化したと当社が認めたとき。

2 本約款の解除により当社に損害が発生した場合、当社は利用者に対し損害の賠償を求めることができるものとする。

(第三者への委託)

第16条 当社は、本約款の履行に必要な業務を第三者に委託することができるものとする。ただし、当社は、これにより、本約款上の当社の利用者に対する義務を免れることはできないものとする。

第3章 利用条件

(ID利用者等の範囲)

第17条 利用者は、IDの利用者及び本件システムが発信するアラートメールの受信者を、以下の者に限定しなければならない。

- (1) 利用者が「地方公共団体（都道府県、市町村、特別区のことをいう。以下同じ。）」である場合
 - ① 利用者の首長、職員、議員。なお一般の住民は含まない。
 - ② 利用者の所在する地域に所在し、利用者の首長が公共性があると認めて当社に届け出、当社が認めた法人・団体。ただし利用者の所在地内に当該法人・団体の事業所・部門・機関が存在する場合における、当該事業所・部門・機関に限る。なお民間気象事業会社及び他の地方公共団体は認めない。
 - ③ 利用者が業務委託するコンサルタント、役務提供者。ただし利用者の機関内での勤務時に限る。
 - ④ 利用者が本号の①から③（(1)の①、②、③）以外の者に利用させようとする場合、当社と協議の上合意を得なければならない。
- (2) 利用者が「地方公共団体」以外の場合
 - ① 利用者の役職員、従業員。
 - ② 利用者が業務委託する各種コンサルタント。ただし利用者の事業所内での勤務時に限る。
 - ③ 利用者が本号の①及び②（(2)の①、②）以外の者に利用させようとする場合は、当社と協議の上合意を得なければならない。

(本件有償気象データを利用することができる者の範囲)

第18条 利用者は、本件有償気象データを、以下の者に限って利用させることができる。

- (1) 利用者が「地方公共団体」である場合
 - ① 利用者の首長、職員、議員。なお一般の住民は含まない。
 - ② 利用者の所在する地域に所在し、利用者の首長が公共性があると認めて当社に届け出、当社が認めた法人・団体。ただし利用者の所在地内に当該法人・団体の事業所・部門・機関が存在する場合における、当該事業所・部門・機関に限る。なお民間気象事業会社及び他の地方公共団体は認めない。
 - ③ 利用者が業務委託するコンサルタント、役務提供者。ただし利用者の機関内での勤務時に限るものとし、機関外に持ち出してはならない。
 - ④ 利用者が本号の①から③（(1)の①、②、③）以外の者に利用させようとする場合は、当社と協議の上合意を得なければならない。

(2) 利用者が「地方公共団体」以外の場合

- ① 利用者の役職員、従業員。
- ② 利用者が業務委託する各種コンサルタント。ただし利用者の事業所内での勤務時に限るものとし、事業所外に持ち出してはならない。
- ③ 利用者が本号の①及び②（(2)の①、②）以外の者に利用させようとする場合は、当社と協議の上合意を得なければならない。

(取得情報の加工・配布・配信等)

第19条 利用者は、非営利目的に限定して、閲覧及びダウンロードデータを引用・加工・編集して、文書・映像・音声・電磁的情報等を作成（以上により作成されたものを「二次コンテンツ」という。以下同じ）し、これを配布・放送・配信・掲示することができる（CATV、自治体ホームページを含む）。この場合、二次コンテンツは、これを電子的に読み取り、あるいはコピーアンドペーストすることにより、一括して元のデジタルデータを復元できるものであってはならない。なお、配布・放送・配信・掲示の際に、情報提供元がPOTEKA及び明星電気株式会社であることを掲げなければならない。

(ID等並びに取得情報の管理責任)

第20条 利用者は、当社から本件有償サービスを利用するために必要なID及びパスワード（以下、「ID等」という。）の発行を受けた場合、これを第三者に使用させ、若しくは開示、漏洩、売買、譲渡、並びに貸与してはならない。ただし、第17条（ID利用者等の範囲）に定める範囲内でのID等の使用を除く。

2 利用者は、本件有償気象データを、第三者に使用させ、若しくは開示、漏洩、売買、譲渡、並びに貸与してはならない。ただし、第18条（本件有償気象データを利用することができる者の範囲）に定める範囲内での気象情報の使用又は開示を除く。

3 利用者の責めに帰すべき事由により、ID等が本条第1項に反して第三者の知るところとなり、当該第三者がID等を用いて本件有償サービスを利用した場合、又は、本条第2項に反して、利用者が本件有償気象データを第三者に提供した場合には、利用者は、当該第三者の利用に係る対価の全額を当社に対して賠償するものとする。またこれらの場合において、当該第三者の利用により、利用者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の債務及び責任を負わないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第21条 利用者は、予め当社の書面による承諾を得ないで、利用者の本約款に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し若しくはその他の処分をし、又は債務の全部若しくは一部を第三者に履行させてはならない。

(その他の禁止事項)

第22条 利用者は、本件有償サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはなら

ない。

- (1) 本件気象情報の利用にあたり知り得た情報の不正使用。
- (2) 本件気象情報の内容の改ざん。
- (3) 本件気象情報の利用等に関する虚偽の申告。
- (4) サーバソフト並びに本件気象情報の画面等の著作権その他の知的財産権の侵害。
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為、又はその恐れのある行為。
- (6) 当社の営業を妨害する行為。本件有償サービスの運用を妨げる行為。
- (7) その他不適切な行為として当社が中止を申し入れた行為。

(監査)

第23条 本約款の有効期間中、利用者が本件有償サービスを当社が認めた利用範囲内で利用していることを確認するため、当社は必要な調査を行うことができるものとし、利用者はこれに応ずるものとする。

第4章 一般条項

(著作権等の帰属)

第24条 本件有償サービスの提供のために必要なプログラム、本件気象情報、付帯文書に関わる一切の権利は、商品写真その他の知的財産権を含めて当社に帰属するものとする。ただし、当社以外の権利帰属が明らかな、当社による第三者からの購入データを除く。

(観測データの公開可否の指定)

第25条 利用者の指定場所に新規に開設された各気象観測地点について、利用者は「情報公開」又は「情報非公開」を選択して指定できるものとする。ここで、「情報公開」とは当該地点の気象情報を本システム上で当該利用者以外の不特定の一般利用者にも開示することをいう。「情報非公開」とは当該地点の気象情報を本システム上で当該利用者以外には開示しないことをいう。

(観測データに関わる権利の帰属)

第26条 利用者の指定場所に新規に開設された気象観測地点において、当該地点に設置された気象観測装置により観測されたすべての気象データ（以下、「観測データ」という）は、当該利用者の「情報公開」「情報非公開」の指定に関わらず、その一切の権利は当社に帰属するものとする。

2 当社は観測データを、当該利用者に通知することなく対価を支払うことなく、気象予報等の解析目的で使用することができる。

3 当該利用者が「情報公開」を指定した場合には、当社は当該利用者に通知することなく対価を支払うことなく、希望する第三者に対して有償で情報提供することができるとともに、一部の情報は不特定の一般利用者に対しても公開できるものとする。ここで一部の情報とは、閲覧時点から過去2日間の気象情報の地図上へのアイコン表示をいう。

(秘密の保持)

第27条 利用者及び当社は、本約款に関連して相手方から受領した資料及び知得した技術等については、厳にこれを保持するものとし、相手方の事前の書面による許可又は承諾なくして第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は除くものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知である情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報。
- (2) 開示を受けた当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (3) 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報。
- (4) 本約款とは関係なしに独自に開発した情報。

2 利用者及び当社は、本約款の終了後遅滞なく、秘密情報を提供当事者に返還するか又は自らの責任で破棄するものとする。

(個人情報の保護)

第28条 当社は、本約款の履行に関連して知り得た個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾がない場合には、本約款の履行以外の目的のために利用し、又は第三者に利用させ、他に開示、漏洩、複製しないものとする。

(協議及び管轄裁判所)

第29条 本約款に関し利用者当社間に紛争を生じた時は、両者協議の上解決を図るものとする。ただし、協議による解決が図れない場合は、東京地方裁判所を以て第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第30条 本約款の有効期間は、利用者が本件有償サービスの利用を申し込み本件有償サービスが開始された日より、ID等が失効する日までとする。

2 本契約終了にかかわらず、第20条（ID等並びに取得情報の管理責任）第2項、第24条（著作権等の帰属）及び第26条（観測データに関わる権利の帰属）については、本契約終了後も効力を有する。また、第27条（秘密の保持）、第28条（個人情報の保護）については、本契約終了後3年間は効力を有する。

以上